

国と地方の関係に関する一考察

～地方交付税に内在する課題と見直しの方向性～

財政金融委員会調査室 吉田 博光

1. はじめに

我が国の財政は主要国で最悪の水準にあると言われて久しい。IMFの統計¹によると、我が国の財政赤字（2013年の見通しで対GDP比：▲9.8%）は、欧州債務危機で国債金利の急上昇に見舞われたG I I P S諸国のアイルランド（同▲7.5%）やスペイン（同▲6.6%）を上回り、政府債務残高（同245%）はギリシャ（同179%）をはるかにしのぐ水準となっている。特に政府債務残高（同）は比較可能な173か国・地域で最悪の水準にあり、財政の健全化は我が国が抱える大きな課題となっている。

政府は、平成25年6月14日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」において、「国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す」として、国と地方を合わせた収支と債務残高について財政健全化目標を定めている。我が国の財政制度では、国と地方が密接に関係しており、世界で最悪の水準にある我が国財政を健全化するために国と地方を合わせた目標を定める意義は大きい。ところが、国から地方へ多額の財源が配分されている現状において、国の財政が地方²とは比べものにならないほど悪化し、国の財政健全化が喫緊の課題となっているのも事実であろう³。翻って個別の地方公共団体に着目すると、財源が豊かな団体がある一方で地方交付税や国庫支出金といった国からの財源に依存しなければ財政運営が困難な団体が多く、また、そもそも国が負担するとされている経費⁴があるなど、国から地方への財源配分を縮小することが難しい事情も存在している。

このように、国と地方をめぐる財政の現状には解決困難な難問が横たわって

¹ IMF “World Economic Outlook Database, April 2013” より。

² 個別の地方公共団体ではなく、マクロで捉えた地方政府。

³ 民主党政権時の平成22年6月22日に閣議決定された「財政運営戦略」では、国単独の収支改善目標も掲げていた。

⁴ 例えば、地方財政法第10条では義務教育職員の給与や生活保護に要する経費等（全部又は一部）を国の負担としている。

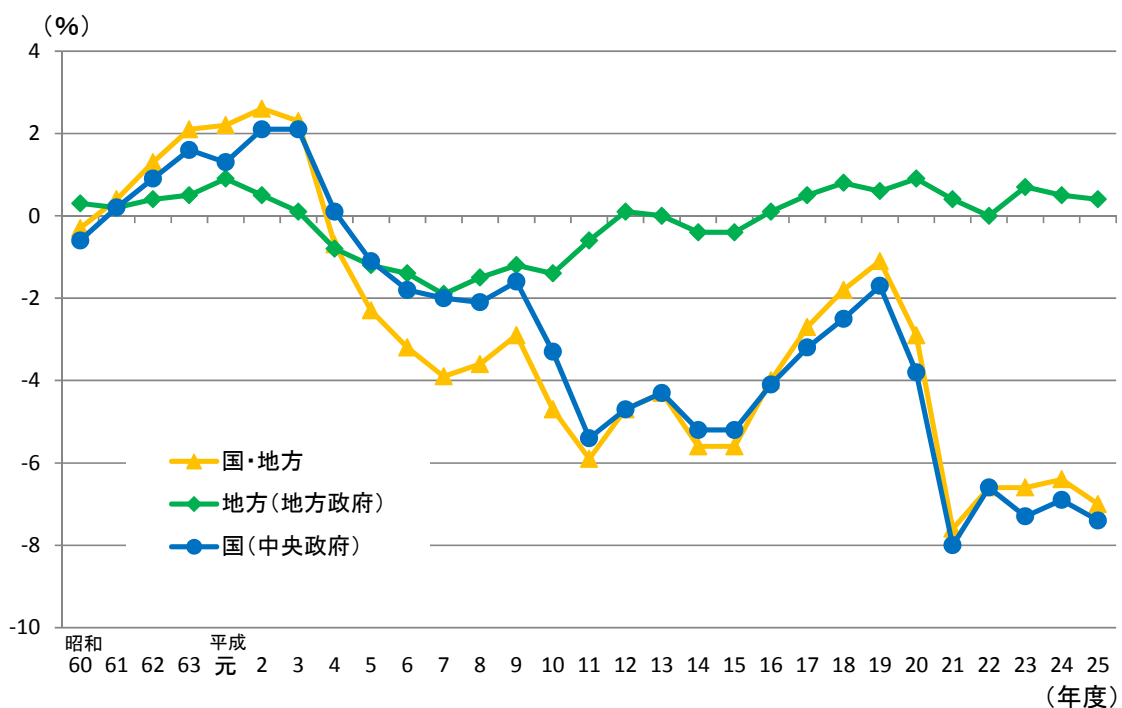
いることに加え、国から地方への財源配分を縮小して国の赤字を地方に付け替えるだけでは、現行の財政健全化目標（国・地方）の達成に資することはないという根本問題もあり、もっと本質的な課題を解決する必要があると思われる。そこで本稿では、国と地方の関係を財政面から取り上げ、地方公共団体の財源として大きな役割を果たしている地方交付税について分析を加えることによって課題の一端を明らかにするとともに、課題解決に向けた方向性について検討を加えたい。

2. 国と地方の財政状況

2-1. プライマリーバランス

地方交付税について検討するに当たり、まずは財政の全体像を概観したい。図表1によってプライマリーバランス（対GDP比）の推移を見ると、昭和61年度から平成3年度までは、バブル経済の恩恵から国・地方ともに黒字を維持していたことが分かる。その後、バブル経済の崩壊に伴って国・地方ともに財政状況が悪化し、平成5年度にはともに赤字となった。

図表1 プライマリーバランス（対GDP比）の推移



(注1) SNAベース。

(注2) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入等を除いたベース。

(出所) 財務省「日本の財政関係資料」(平成25年10月)より作成

平成9年度まで同様の傾向をたどっていた国と地方は、平成11年度以降、異なった様相を呈している。地方はおおむね黒字を維持するようになり、財政状況の改善が見られる一方、国は多くの年度で大幅な赤字を続けている。特に平成21年度には、2008年（平成20年）9月に発生したリーマンショックの影響から8.0%の赤字となり⁵、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響も大きい。以下では、このように異なった傾向を示すようになった国と地方の財政状況について、個別に掘り下げて見ていくこととしたい。

2-2. 国の財政状況

国の会計は一般会計と特別会計で構成されており⁶、図表1で見た国のプライマリーバランスには、一般会計のほか一部の特別会計が含まれている⁷。このうち一般会計は、国家の基本的な経費を計上している会計であり、長期的な時系列データによって国家財政の全体像を捉えることができることから、ここでは一般会計について概観する。

図表2を見ると（当初予算ベース）、社会保障関係費や国債費（「決算不足補てん繰戻」を含めて図示している）が増加傾向を続け、地方交付税交付金の金額も多額に上るなど歳出（面グラフ）が拡大する一方、公債金を除く歳入（ひし形マーカーの折れ線グラフ）はバブル経済崩壊後に低迷している。各歳出項目のうち国債費を除く部分（実線の折れ線グラフの水準）が基礎的財政収支対象経費となるが、公債金を除く歳入との関係を見ると、昭和61年度から平成10年度（平成8年度を除く）までは公債金を除く歳入によって基礎的財政収支対象経費を賄うことができていた。ところが、その後については、基礎的財政収支対象経費を賄えておらず、特に、平成22年度から平成25年度は、社会保障関係費と地方交付税交付金しか賄うことができない水準であった⁸。この間、公債依存度（破線の折れ線グラフ）は50%近い水準となっており⁹、歳出の約

⁵ 図表1のプライマリーバランスは、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入等を除いたベースであり、これらの要因を調整する前の数値を見ると、平成21年度における国のプライマリーバランス（対GDP比）は6.5%の赤字となっている。

⁶ 財政法第13条第1項では「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする」と規定している。

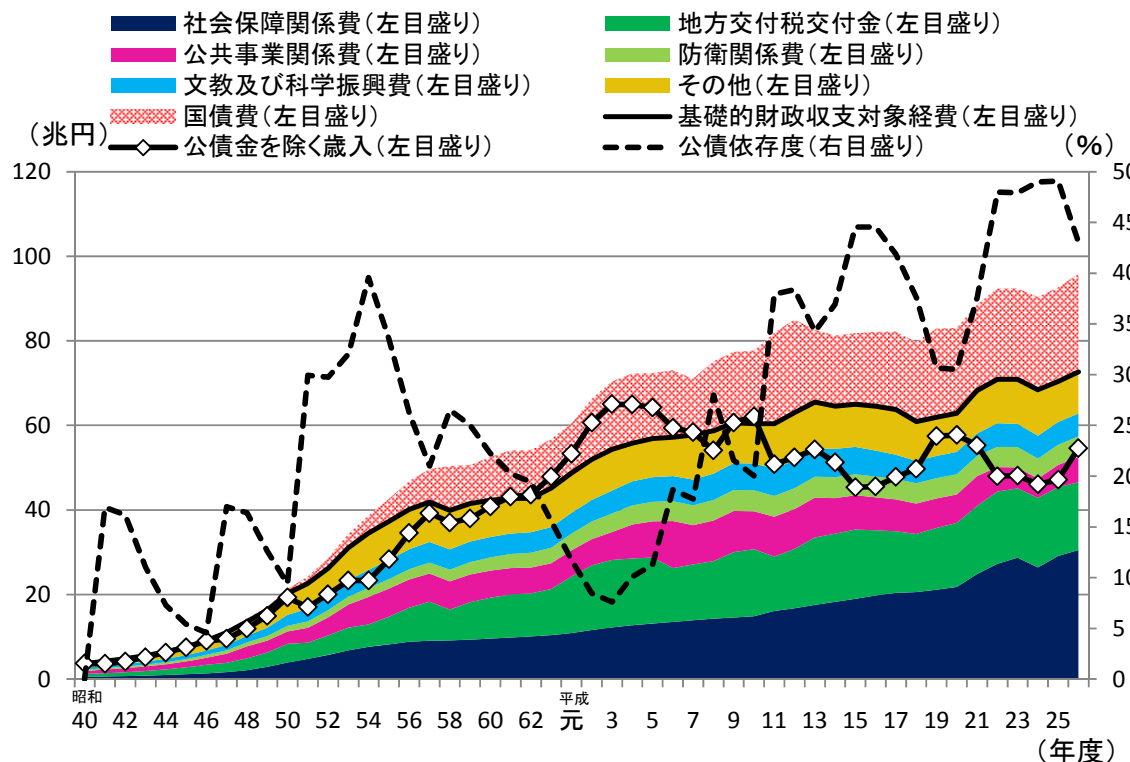
⁷ 国際連合が勧告した基準であるSNA（System of National Accounts：国民経済計算）に基づいて算出されており、国（中央政府）には、一般会計（公務員住宅賃貸を除く）のほか、外国為替資金特別会計などが含まれるが、財政投融资特別会計（財政融資資金勘定及び投資勘定）や森林保険特別会計などは含まれない。

⁸ 「公債金を除く歳入」が「社会保障関係費」や「地方交付税交付金」などと対応関係にあるものではないが、図表2では歳出と「公債金を除く歳入」の規模の関係を便宜的に図示している。

⁹ 図表2では、「公債金」及び「公債依存度」には「年金特例公債金」を含めているが、「年金特例公債金」を除くと平成25年度の公債依存度は46.3%となる。

半分を借金で賄う異常な姿となっている。

図表2 国の一般会計における歳出と歳入の関係



(注1) 当初予算ベース。

(注2) 平成25年度の「公債金」、「公債依存度」は「年金特例公債金」を含んでいる。

(注3) 基礎的財政収支対象経費に含まれない「決算不足補てん繰戻」は便宜上「国債費」に含めている。

(注4) 「その他」は「エネルギー対策費」、「その他の事項経費」等の合計額。

(出所) 財務省「予算及び財政投融资計画の説明」(各年度版)より作成

2-3. 地方財政の姿

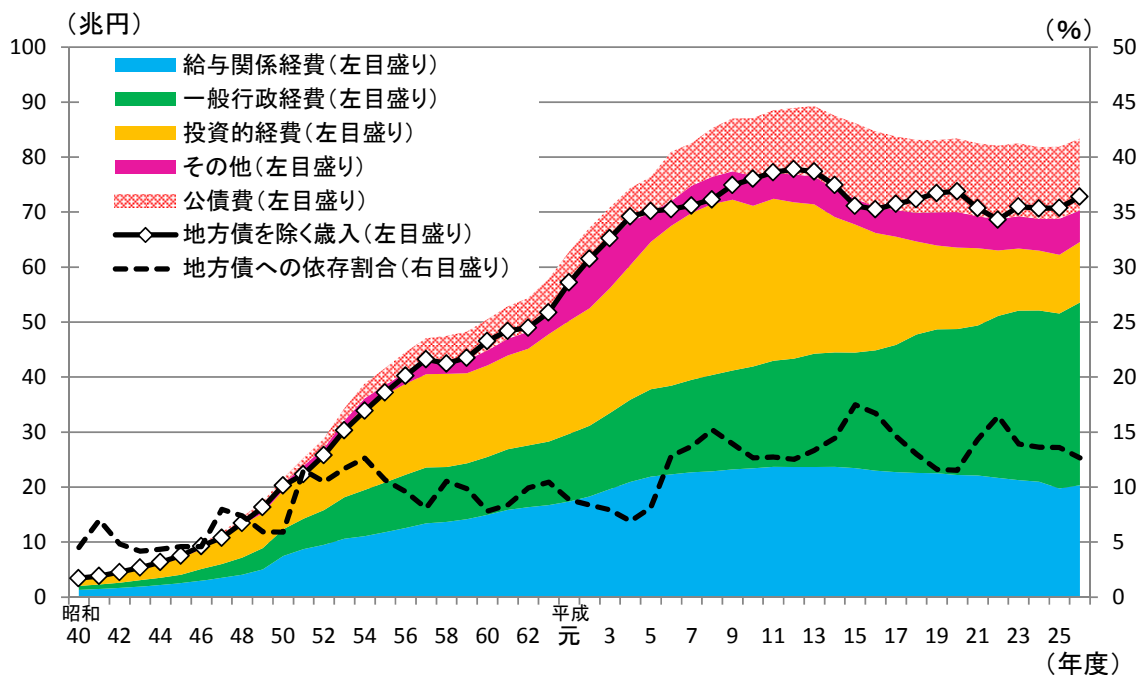
国の一般会計と同様、地方について財源と歳出の関係を図示したものが図表3である¹⁰。これを見ると、バブル経済崩壊後に地方債を除く歳入が低迷したものの、歳出総額(面グラフの合計)が抑えられたことから、地方債への依存割合(破線の折れ線グラフ)は15%前後で推移している。

歳出の内訳では、医療や介護等を含む一般行政経費の増加傾向が続いている一方、道路、橋りょう、公園、学校といった社会資本の整備に要する経費である投資的経費は大幅に減少している。国の公共事業関係費とは異なり、地方の

¹⁰ 地方の歳入には地方債や国庫支出金などのように特定の歳出と対応関係にあるものも多く含まれているが(ただし、地方債のうち臨時財政対策債は用途が特定されていない)、ここでは、地方債を除く歳入で公債費を除く歳出をどの程度賄っているのかという観点から考察を加える。

投資的経費は歳出総額に対して非常に大きな割合を占めていたことから¹¹、投資的経費の減少によって一般行政経費の増加を吸収し、歳出総額が抑制された形となっている。

図表3 地方の歳出と歳入の関係



(注1) 地方財政計画ベース。ただし、平成26年度は予算政府案決定時の計数であり、歳出内訳等は概数。

(注2) 「地方債への依存割合」は、歳出総額に占める地方債の割合。

(出所) 地方財務協会「地方財政要覧」等より作成

2-4. 個別地方公共団体（市町村）の財政状況

地方全体としての財政状況を見れば、プライマリーバランスは黒字で推移し、歳出規模に対して一定の財源が確保されていると言える¹²。ところが、全ての地方公共団体が豊かな財政状況にあるものではなく、むしろ、厳しい状況にある団体の存在から、地方への支援の必要性が唱えられているところでもある。そこで、全市町村について、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標である経常収支比率と歳入総額に占める自主財源の比率（自主財源比率）を見てみることにしたい（図表4）。

¹¹ 投資的経費は平成9年度が過去最大（31.1兆円、歳出総額に占める割合は35.7%）であり、平成26年度（11.0兆円程度、同13.2%）との比較で20.1兆円程度減少している。

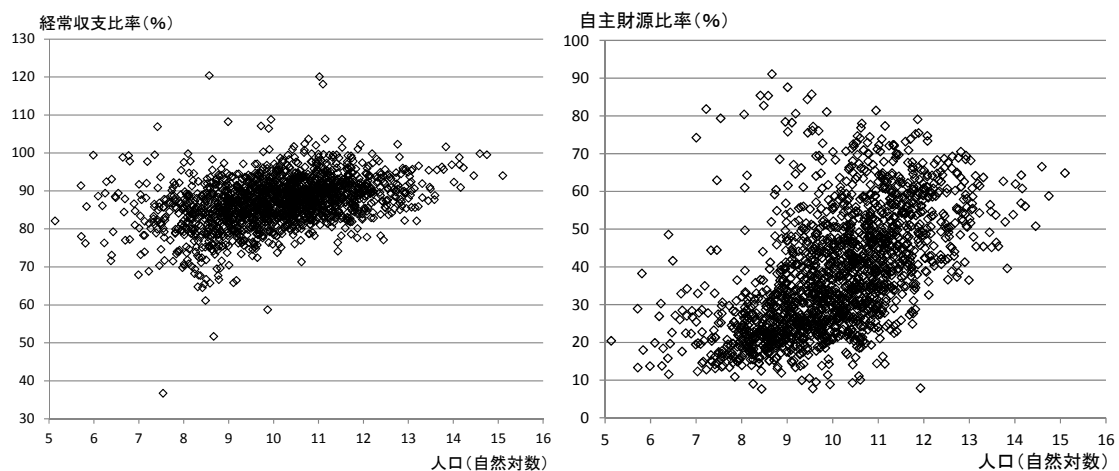
¹² ただし、地方の歳入には地方交付税などの依存財源が含まれており、この点については、以下で詳しく見ていくこととする。

まず経常収支比率を見ると、総じて高い値となっており、全市町村（1,719 団体）のうち、1,512 団体（88.0%）が 80%以上となっている（図表 4 ①）¹³。また、547 団体（31.8%）が 90%以上となっており、弾力性を欠いた財政構造となっている。さらに、経常収支比率の算出式（分母）には減収補填債特例分¹⁴や臨時財政対策債¹⁵が含まれていることを踏まえると（図表 4 の注 4 を参照）、財政構造の実態は一層悪い状況にあると言える。

図表 4 市町村の財政状況

① 経常収支比率

② 自主財源比率



（注 1）平成 23 年度決算ベース。

（注 2）データは全市町村（東京 23 区を除く 1,719 団体）。

（注 3）人口については団体間の差が非常に大きいため、対数変換して自然対数で図示しているが、自然対数で 10 となる団体の人口は 2 万 2,026 人である。なお、最大の人口（平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口）は横浜市の 362 万 9,257 人（自然対数で 15.1）、最少の人口（平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口）は青ヶ島村（東京都）の 171 人（自然対数で 5.1）。

（注 4）「経常収支比率」は、経常経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された一般財源が、経常一般財源（地方税、普通交付税等）、減収補填債特例分、臨時財政対策債の合計額に占める割合として算出される。

（注 5）「自主財源比率」は、東京市町村自治調査会「市町村財政力分析指標」（平成 25 年 3 月）に倣って算出したものであり、歳入総額に占める自主財源（地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入）の割合である。

（出所）総務省「平成 23 年度 市町村別決算状況調」より作成

¹³ 経常収支比率は 70%から 80%程度を越えるとその地方公共団体は弾力性を失いつつあると言われることが多く、総務省は 80%を超える団体の数を集計するなどしている。なお、市町村における経常収支比率の平均（加重平均）は 90.3%となっている。

¹⁴ 地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債であり、建設地方債を発行してもなお財源に不足を生ずると認められる場合に発行されるもの。

¹⁵ 地方財政に規律を与える目的で地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債である。地方交付税の財源不足額のうち建設地方債の増発等を除いた残余については、国と地方で折半することとされ、地方負担分については臨時財政対策債の発行により補填措置が講じられている。

次に自主財源比率を見ると、人口規模の大きな団体は自主財源比率も高い傾向にある（図表4②）。また、人口規模が大きくない団体であっても、観光や保養地として有名な山中湖村（山梨県）¹⁶の91.0%を筆頭に、歳入の大部分を自主財源で賄っている団体がある。他方、東日本大震災の被災地である野田村（岩手県）は7.6%にとどまっているほか、津軽地方の南端に位置する大鰐町（青森県）は9.9%と非常に低い（大鰐町は平成20年度決算の将来負担比率¹⁷が早期健全化基準の350%を超えた団体である）。自主財源比率については目安となる基準はないものの¹⁸、歳入の過半を自主財源で賄っている団体は417団体（24.3%）にとどまっており、国に依存する財源の多さを伺い知ることができる。現時点で自主財源比率が低い団体については、そもそも経済基盤が脆弱であり、国からの税源移譲を行ったとしてもその団体が期待に見合う増収になるという確証はない。その意味で、自主財源比率で見た個別地方公共団体の財政状況は地方財政が抱える課題を示唆していると言えよう¹⁹。

2-5. 国・地方間の財源配分

国と地方は個別に行政を行う一方、その財源は密接に関連している。その主たるものは国から地方への財源の配分である。そこで、国と地方の間で行われている財源のやりとりについて、国から地方への流れに着目して簡単に触れておきたい。

総務省の資料によると、「国・地方間の財源配分」（平成23年度決算ベース）は、国税と地方税の割合が55対45であるのに対し、国の歳出と地方の歳出は42対58となっており、歳入・歳出の大きな乖離が存在しているとされている²⁰。

¹⁶ 山中湖村の人口（平成24年3月31日現在の住民基本台帳登録人口）は5,818人。

¹⁷ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた健全化判断比率の一つ。将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

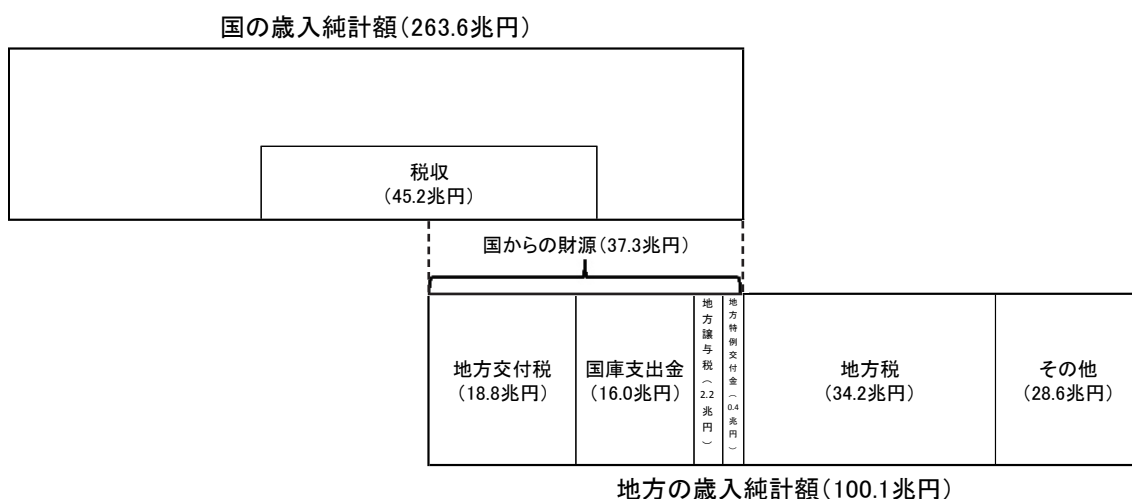
¹⁸ 東京市町村自治調査会「市町村財政力分析指標」では、「自主財源の多少は、行政活動の自立性、安定性を図る尺度となる」としつつ、「地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること」などにより、「この比率が低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない」としている。

¹⁹ 個別市町村の立場で見れば、依存財源であっても自ら使える財源であることに変わりがなく、依存財源（地方債を除く）を含めて十分な財源を確保できているか否かが注目される。ところが、国と地方の関係で捉えるならば、地方交付税や国庫支出金の財源の一部を国が国債を発行して調達している現状を踏まえると、国と地方を合わせた一国の政府として十分な財源を確保しているとは言えず、本稿執筆に当たっての問題意識につながっている。

²⁰ このような比較は、国・地方ともに無借金で歳出を賄っている状況下では大きな意味があると考えられるが、多額の国債を発行して国から地方に配分するための財源を調達している現状では、国の財政の厳しさを十分考慮しない結果をもたらしてしまう。

このような乖離を調整するために国から地方への財源の配分が行われており、そのための仕組みが地方交付税や国庫支出金である。図表5を見ると、地方の歳入の4割近くが国からの移転によって得られた財源であり、その最大のものが地方交付税となっている。このような財源が多額に上るため、自主財源比率の低い団体でも行政サービスの提供や施設の整備など（以下「行政サービスの提供等」という。）を行うことができるのである。そこで以下では、最大の依存財源であり地方の一般財源である地方交付税に的を絞って見ていくこととした。

図表5 国・地方間の財源配分（概念図）



- (注1) 金額は平成23年度決算ベース。
- (注2) 「国の歳入純計額」は一般会計と特別会計の純計額であり、借換債の収入額は含んでいない。
- (注3) 「国の歳入純計額」には「税金」のほか、公債金及借入金(114.4兆円)、保険料及再保険料収入(35.9兆円)などがある。
- (注4) 「地方の歳入純計額」は、都道府県と市町村の純計額。
- (注5) 図は概念図であり、国と地方の関係では、図示したもの以外にも、負担金等による財源のやりとりがなされている。また、面積と金額には対応関係はない。
- (注6) 「国からの財源」には交通安全対策特別交付金(0.1兆円)を含む。また、「その他」には依存財源である地方債(11.8兆円)を含む。
- (出所) 「財政法第28条等による平成25年度予算参考書類」、財務省「平成23年度租税及び印紙収入決算額調」、総務省「地方財政の状況」(平成25年3月)、総務省「国と地方の税財源配分の見直し」より作成

3. 地方交付税の現状と課題

3-1. 地方交付税とは

地方交付税は、「地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である」とされ、「本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の

財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば『国が地方に代わって徴収する地方税である』（固有財源）」とされている²¹。

具体的には、地方交付税法によって規定された国税5税の一定割合²²を地方交付税交付金（国の一般会計の歳出）として交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）に繰り入れ²³、交付税特会からは普通交付税と特別交付税に分けて各団体に交付される。このうち普通交付税は、各団体について算出された基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されるものである²⁴。

このうち、基準財政需要額とは²⁵、「各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの」であり、行政項目ごとに、「単位費用」（測定単位1単位当たりの費用）、「測定単位」（人口・面積等）、「補正係数」（寒冷補正等）から算出される²⁶。このうち単位費用は、標準的な団体が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の所要額を測定単位1単位当たりで示したものである（単価）。測定単位は、行政項目ごとにその量を測定する単位であり、例えば、河川費においては河川の延長が用いられている。また、補正係数とは、個別地方公共団体の行政経費が自然的・社会的条件の違いによって大きく異なることを踏まえ、これら行政経費の差を基準財政需要額に反映させるため、その差の生ずる理由ごとに補正を行うための乗率である。

他方、基準財政収入額とは、「各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの」であり、標準的な地方税収入（標準税収入）²⁷の75%（算入率）²⁸に地方譲与税等を加えたものとなっている。なお、標準税収入の25%分は留保

²¹ 総務省「地方交付税制度の概要」より。

²² 平成25年度時点では所得税と酒税の32.0%、法人税の34.0%、消費税の29.5%、たばこ税の25.0%であるが、これまで拡大されてきている。

²³ 基本的には、国税5税の一定割合が総額となるが、実際には、一般会計の負担による特例加算など様々な加算措置が常態化している。

²⁴ 特別交付税は、災害等特別の事情に応じて交付される。

²⁵ 総務省「地方財政の状況」（平成25年3月）に基づいて記述している（基準財政収入額の記述も基本的に同様）。

²⁶ 具体的な算出式は、「基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数」。

²⁷ 当該団体が超過税率若しくは軽減税率を採用していても標準税率で算定される。

²⁸ 算入率を用いる理由は、「地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするため」である（総務省「基準財政収入額」より）。

財源と呼ばれ、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保される。

以上のことから、基準財政需要額 100 億円、標準税収入 80 億円（地方譲与税等がない場合）の地方公共団体（基準財政収入額は 60 億円）の普通交付税は 40 億円となる²⁹。

3-2. 地方交付税の規模

地方交付税は国税 5 税から算出される金額と地方公共団体に交付される金額が必ずしも一致しないことから、一般会計から交付税特会に繰り入れられる地方交付税交付金（特会入口ベース）と各団体に交付される地方交付税の総額（特会出口ベース）の 2 種類のコличествоが存在している³⁰。個別の地方公共団体としては、自らの歳入に直結する特会出口ベースが注目される場所であるが、国と地方の関係においては、特会入口ベースと特会出口ベースの関係をみることも重要である。

図表 6 で特会入口ベースと特会出口ベースの推移を見ると、多くの年で特会出口ベースの金額が特会入口ベースの金額を上回っており、特会出口ベースの超過額については、交付税特会における借入金などで財源を確保して対応してきた³¹。平成 11 年度には特会出口ベースの超過額が 8.4 兆円に拡大したが、平成 13 年度に臨時財政対策債（注 15 参照）の発行が始まると特会出口ベースの金額が減少し、この差は急速に縮小した。ただし、臨時財政対策債は元利償還金相当額が全額後年度の基準財政需要額に算入されることから、これを含めた金額が「実質的な地方交付税」であり、このベースで見れば、特会入口ベースを上回っている状況が続いている³²。このため、結果的には交付税特会の新たな借入金（地方負担分）が臨時財政対策債の発行に振り替えられた形となっており、実質的には特会出口ベースが特会入口ベースを大幅に超過し続けている状況にあると言えよう³³。

²⁹ この場合の普通交付税は「100 億円－80 億円×0.75＝40 億円」として算出される。

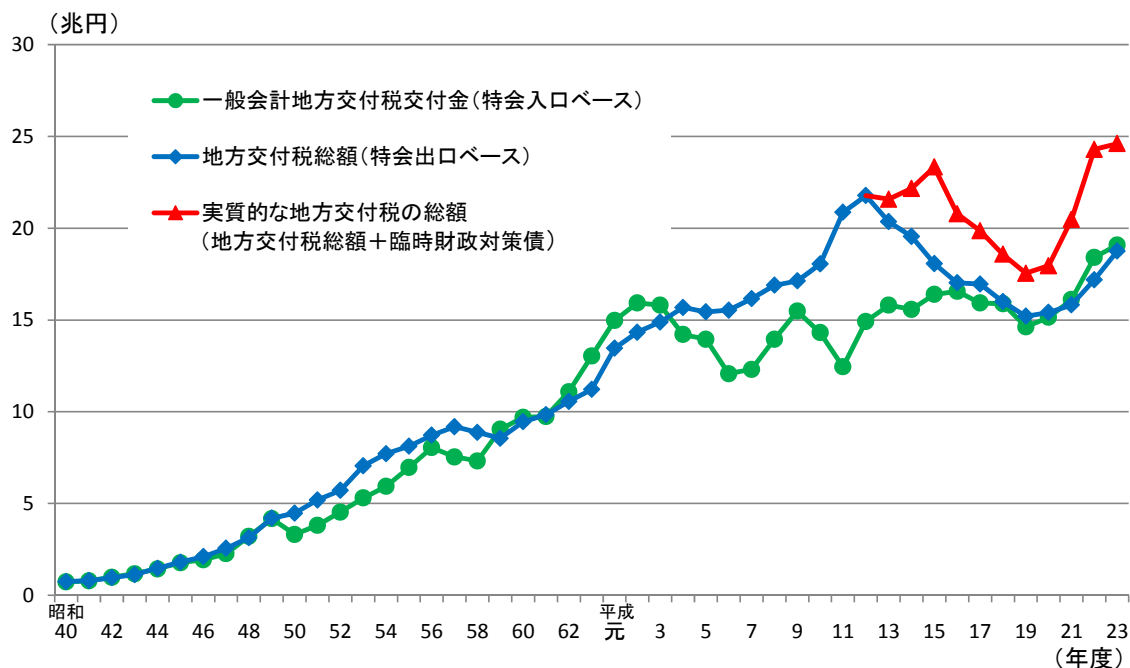
³⁰ 予算編成過程で決定される特会出口ベースの金額は、3-3. で記述しているとおり、地方財政計画の中で地方の総体としてマクロの観点から算出されるが、個別地方公共団体に交付される地方交付税はミクロの観点で個別に計算されており、ミクロの合計としての地方交付税がマクロの地方交付税に一致するよう、具体的な算定が行われているという側面もある。

³¹ 地方交付税関連の債務の問題点については、吉田博光・桜井省吾「我が国財政の根幹を探る～政策を圧迫する社会保障関係費と表面的規律を保つ地方交付税～」『経済のプリズム』No. 118 を参照。

³² 平成 16 年度については、地方交付税と臨時財政対策債の合計で対前年度比 12%減少し、「地財ショック」と言われている。

³³ 以下の文中では、断りのない限り特会出口ベースを地方交付税の総額として取り扱う。

図表6 地方交付税の規模の推移



(注1) 決算ベース。

(注2) 「地方交付税総額」は、普通交付税と特別交付税の合計額。

(出所) 財務省「決算の説明」、地方財務協会「地方財政要覧」、総務省「地方財政の状況」より作成

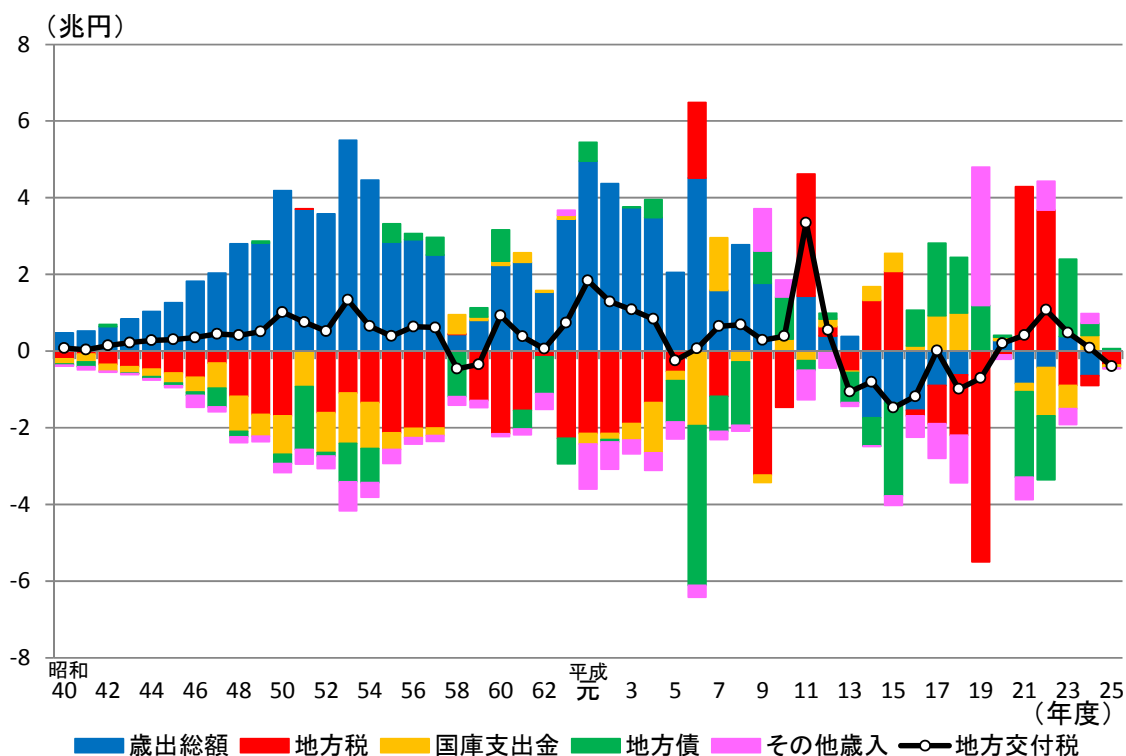
3-3. 地方交付税の増減要因

地方交付税の総額は、地方財政計画で不足する歳入を埋め合わせる形で決められる。地方財政計画は、「地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う」、「地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う」等の役割を有しているとされており³⁴、地方交付税総額算定の根拠となっている。つまり、地方財政計画において歳出総額が増加すれば、地方交付税の増加要因となる。他方歳入面では、地方税が増加すれば地方交付税は圧縮される。

このような関係を利用して、地方交付税の増減要因を示したものが図表7である。これを見ると、昭和40年度から平成13年度までは継続的に歳出総額の増加が地方交付税の増加要因となっていた。この間、多くの年度で地方税の増加が地方交付税の減少要因となっていたが、歳出総額の影響を相殺するまでには至らず、地方交付税の増加が続く構図となっていた。その後、歳出総額の減少が地方交付税の減少要因になると、歳入が地方交付税の増加要因となった。

³⁴ 総務省「地方財政の状況」（平成25年3月）巻末用語の説明6ページ参照。

図表7 地方交付税増減の要因分解



(注1) 地方財政計画ベース。

(注2) 歳出の増加は地方交付税の増加要因となり、税収や国庫支出金等の増加は地方交付税の減少要因であることを前提として、地方交付税増減の要因分解を行っている。

(出所) 総務省「地方財政計画関係資料」、地方財務協会「地方財政要覧」より作成

3-4. 経済規模の拡大を超えて増加する地方の財政需要

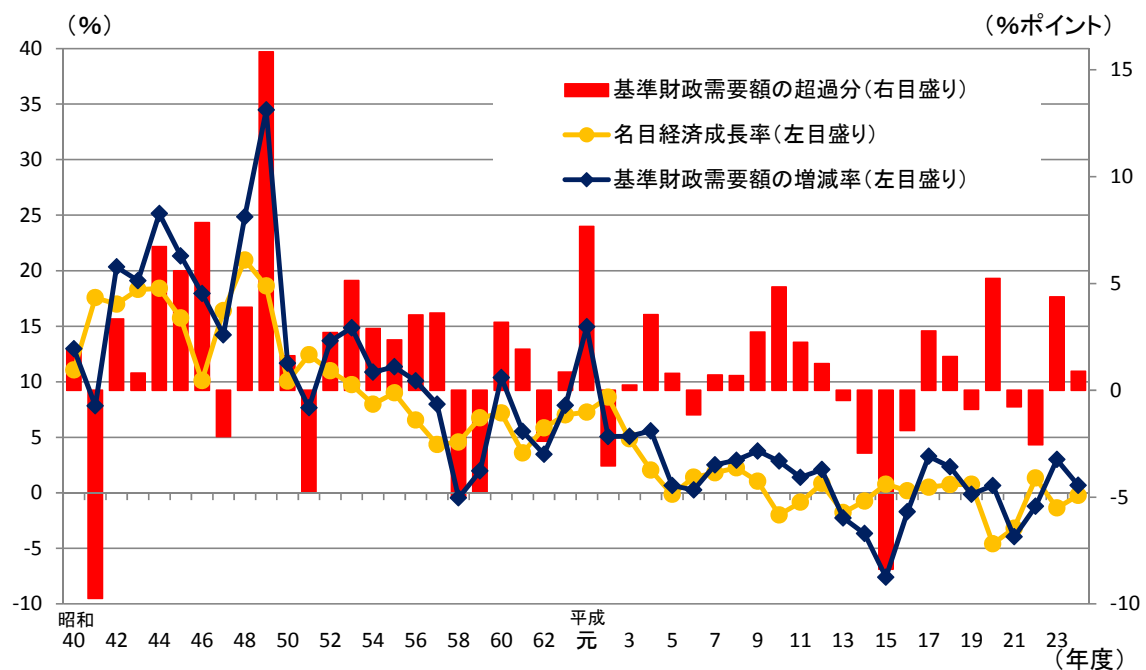
図表7で見たとおり、長期にわたって歳出総額の増加が地方交付税の増加要因となってきたが、ここでは、歳出総額の増加について一定の価値判断を加える試算を行いたい。具体的には、個別の地方公共団体における歳出規模と地方交付税総額の双方に関する基準財政需要額に着目し、その増減率と名目経済成長率（名目GDPの増減率）を比較する。

図表8を見ると、多くの年で基準財政需要額の増減率が名目経済成長率を上回っている。特に、臨時財政対策債の導入によって財源不足額の補填が行われる前の平成12年度までは、昭和40年度からの36年間のうち28年間で基準財政需要額の増減率が名目経済成長率を上回った。この間、名目GDPが15.1倍に拡大したのに対し、基準財政需要額は25.4倍に拡大しており、名目GDPの拡大によって国民生活が豊かになったことに伴う財政需要の拡大ペースを超えた基準財政需要額の拡大があったと見ることができるであろう。

基準財政需要額拡大の要因として、昭和48年の「福祉元年」に象徴されるよ

うな手厚い社会保障の実現などが考えられるが、さらに、経済成長の恩恵が少なく、税収の増加に恵まれない団体に対して、経済成長の恩恵がある団体と同程度の手厚い行政サービスの提供等を保障したことによる上積みの要因もあるであろう。このような要因による財政需要の拡大は、地方公共団体の自然増収で財源を賄うことが困難であると考えられ、地方交付税などの依存財源が増加する要因になったと思われる。また、このような財源の原資は、国としても自然増収のみで確保することは困難であると考えられることから、本稿で取り上げた国・地方間の財源問題の一端につながったとも捉えることができよう。

図表8 基準財政需要額と名目GDPの関係



(注1) 「基準財政需要額」は、不交付団体の東京都等を含む都道府県及び市町村の合計額。
 (注2) 「名目経済成長率」は昭和56年度～平成6年度は「平成21年度国民経済計算（平成12年基準・93SNA）」、昭和55年度以前は「平成10年度国民経済計算（平成2年基準・68SNA）」による。
 (注3) 「基準財政需要額の超過分」は、「基準財政需要額の増減率」(%)－「名目経済成長率」(%)として算出。
 (出所) 内閣府「国民経済計算」、地方財務協会「地方財政要覧」より作成

3-5. 市町村への地方交付税の配分状況

これまで、地方交付税の総額についての課題を取り上げてきたが、ここでは、個別地方公共団体に関する課題について見ていきたい。

市町村（普通交付税の交付があった1,667団体）が受け取る普通交付税が歳入総額に占める割合（平成23年度決算）を算出して図示すると、高浜町（福井

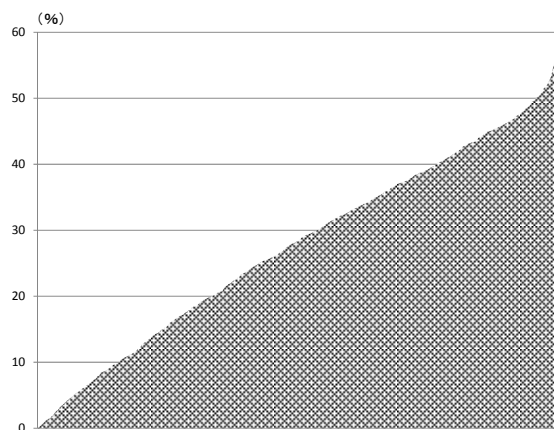
県)の0.03%から南富良野町(北海道)の59.6%まで千差万別であることが分かる(図表9①)。特に、68団体は歳入の過半を普通交付税に依存している状況にあり、地方交付税への依存度は非常に高い。

また、歳入総額に占める普通交付税の割合と人口規模の関係を見ると、人口の少ない団体で普通交付税の割合が高い傾向が見られる(図表9②)。これは、過疎地域では単位コストが高くなり、加えて、高齢者の割合が高いために社会保障関連の支出が多くなる一方、経済基盤が脆弱なために税収が少なく、普通交付税への依存割合が高まるといった要因が考えられる。他方、人口規模の大きな都市部では、過密によるコストや物価高など、地方圏とは異なる様々な行政コストが発生するものの、地方圏と比べて税源がしっかりしているため、普通交付税の割合が低くなっていると言えよう。

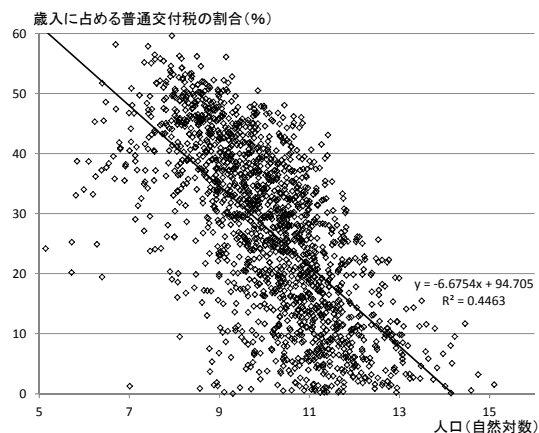
これらを総合的に勘案すれば、図表9で示した傾向は地方交付税の制度設計に合致しており、地方交付税の必要性を意味するものと理解することができる。他方、厳しい財政状況を踏まえれば、地方交付税に過度に依存しなければ提供できない水準の行政サービスの提供等をどこまで保障すべきなのかという課題も浮かび上がる。

図表9 市町村の歳入に占める普通交付税の割合

① 市町村別に見た水準



② 人口規模との関係



(注1) 平成23年度決算ベース。

(注2) 普通交付税に関する図表であるため、データは普通交付税の交付があった市町村(1,667団体)である。

(注3) ①は各市町村について歳入に占める普通交付税の割合を算出し、値の小さな団体から順番に図示したものである。横軸に全ての団体名を記載することは不可能なため、個別団体名を省略して掲載している。

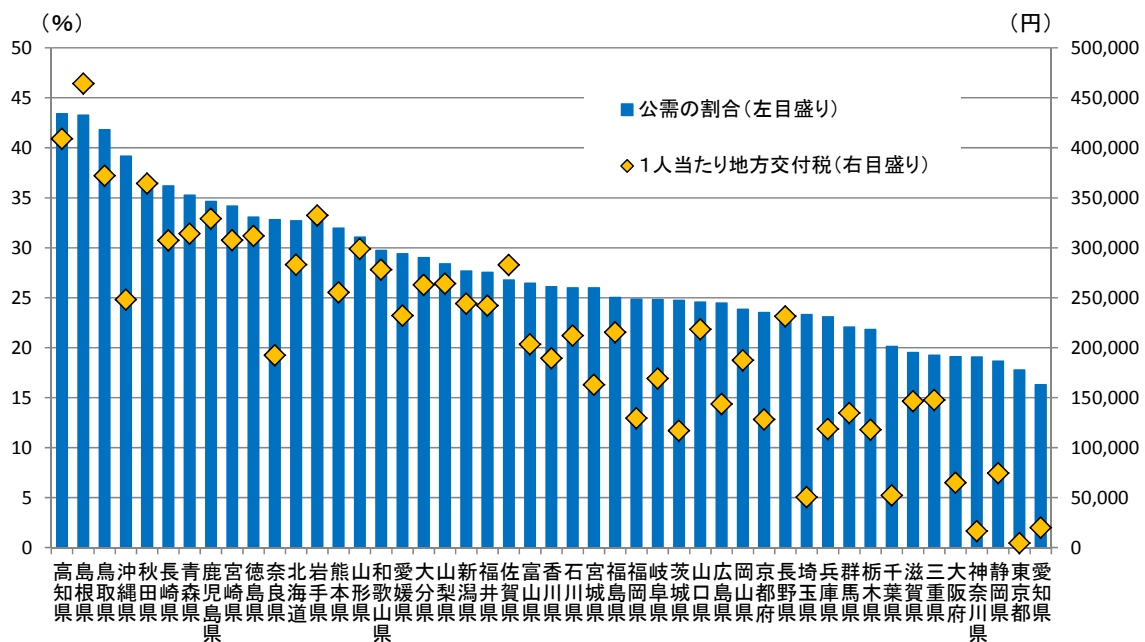
(出所) 総務省「平成23年度市町村別決算状況調」より作成

3-6. 公需に依存する地方経済と地方交付税の関係

このように、地方交付税（普通交付税）への依存割合は団体によって様々である。地方交付税は依存財源であり、おしなべて見れば、都市部の税収を地方圏に配分する効果を持っている。そこで、地域経済と地方交付税の関係を見ることとする。

地域経済については県民経済計算を活用することによって公的需要（公需）が果たす役割（公需の割合）を算出するとともに、公需の財源である地方交付税との関係を示したものが図表 10 である。これを見ると、公需の割合、1人当たり地方交付税ともに地方圏では高く、都市部では低い傾向がある。さらに、このような地方圏では地方税収が十分でないことから、地方交付税への依存度も高い。つまり、地方圏の経済を支える公需の財源は地方交付税が大きな柱となっていることを意味しており、換言すれば、地方圏の経済が他の地域（特に都市部）の負担に依存する構造であると言える。

図表 10 都道府県別公需への依存状況と地方交付税の関係



(注1) 「公需の割合」は、県内総生産に占める公的需要（政府最終消費支出、公的固定資本形成、公的在庫品増加の合計額）の割合として算出。

(注2) データは平成22年度の数值。

(注3) 「地方交付税」は、普通交付税と特別交付税の合計額。

(出所) 内閣府「県民経済計算」、総務省「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」より作成

このため、経済基盤が弱い地方圏にとって、地方交付税の減額は経済の縮小に直結するおそれがあり、必然的に、地方交付税の減額に反対する意見が強くなると思われる。実際、平成 26 年度予算の編成過程において、法人住民税の一部国税化と地方交付税財源への充当が検討されたときにも、全国知事会の山田啓二会長は「地方交付税の総額が減ったら我々はもたない」とのコメントを発している³⁵。また、リーマンショックによる経済の低迷を受けて実施された地方交付税の別枠加算（1.0 兆円）の廃止が検討された際にも、地方の景気回復が遅れているとして地方側が反発したとされている³⁶。

このように、依存財源である地方交付税は地方経済を支えることにもつながっており、地方交付税の減額には地方側の抵抗が大きい。しかし、それをもって国の財政状況を正当化できるようなものではないことも事実であり、このような現状を踏まえつつも、改革の方向性を探ることが必要であろう。

4. 地方交付税見直しの方向性

4-1. 地方自治の本旨

憲法第 92 条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定している。「地方自治の本旨」については、「住民自治と団体自治の二つの要素がある。住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素である」と説明されている³⁷。また、憲法第 94 条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定し、地方公共団体の権能として、財産管理、事務の処理等を定めている。そして、地方自治法（平成 11 年改正後）は、地方公共団体の事務として、自治事務（第 2 条第 8 項）と法定受託事務（同条第 9 項）を規定している。

このような地方公共団体の事務を行うために必要な収入源について地方自治法は、地方税（第 223 条）、分担金（第 224 条）、使用料（第 225 条、第 226 条）、加入金（第 226 条）、手数料（第 227 条）、地方債（第 230 条）を規定しており、地方税の賦課徴収については、地方税法の定めるところによる。また、地方交付税法で規定される地方交付税については、「地方公共団体間の財源の不均衡を

³⁵ 『日本経済新聞』（平 25. 12. 13）

³⁶ 『日本経済新聞』夕刊（平 25. 12. 24）。別枠加算は平成 26 年度に 0.4 兆円減額された。

³⁷ 芦部信喜『憲法 第五版』356 ページより。

是正し、地方行政の計画的運営を保障することにより、地方公共団体の独立性を強化することを目的として、国から地方公共団体に交付される財源である」とされているところである³⁸。

地方公共団体の歳入構造は、「自主財源が乏しく、地方交付税や国庫補助負担金に依存しなければ財政が成り立たない状態が一般化している」状況にあり、「受益と負担の乖離から、財政規律が保たれがたい」問題があると指摘されている³⁹。このような点を踏まえれば、地方自治の本旨のためには、地方公共団体が財源の上でも自主、自立を確立する必要があるであろう。換言すれば、自主財源の規模と不釣り合いな行政サービスの提供等を行うことについて再検討する必要があるのであり、以下ではこのような観点から改革の方向性を探ることとした。

4-2. 歳出削減の必要性

これまで見てきたとおり、国の財源が不足する中で地方交付税の拡大が行われる一方、個別の地方公共団体は地方交付税に依存しなければ財政運営を行えないところが多く存在する。そして、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額は経済の実態を超えて拡充されてきた。

個別団体について地方税と歳出の関係を見ると、歳入総額に占める地方税の割合が小さな団体ほど、人口1人当たりの歳出規模が大きくなっている（図表11①）。これは、規模の小さな団体ほど人口1人当たりに換算した行政コストがかさむ一方、経済基盤が弱いことから地方税収が不十分となり、地方交付税を始めとするその他の財源に依存しなければならないことが背景となっている。

次に、歳入総額に占める地方税の割合と歳入総額に占める普通交付税の割合をプロットすると、歳入総額に占める地方税の割合が小さな団体ほど、歳入総額に占める普通交付税の割合が高くなっている（図表11②）。十分な地方税収がない団体は地方交付税で財源が保障されるためにこのような傾向となるが、図表11①と重ね合わせると、人口1人当たりの歳出規模が大きな団体ほど、地方交付税に依存する割合が高くなっているのである⁴⁰。

地方税は、「地方公共団体の財政収入の大宗をなすべきもの」とされていると

³⁸ 野中俊彦等『憲法Ⅱ（第5版）』380ページより。

³⁹ 宇賀克也『地方自治法概説〔第4版〕』155ページより。

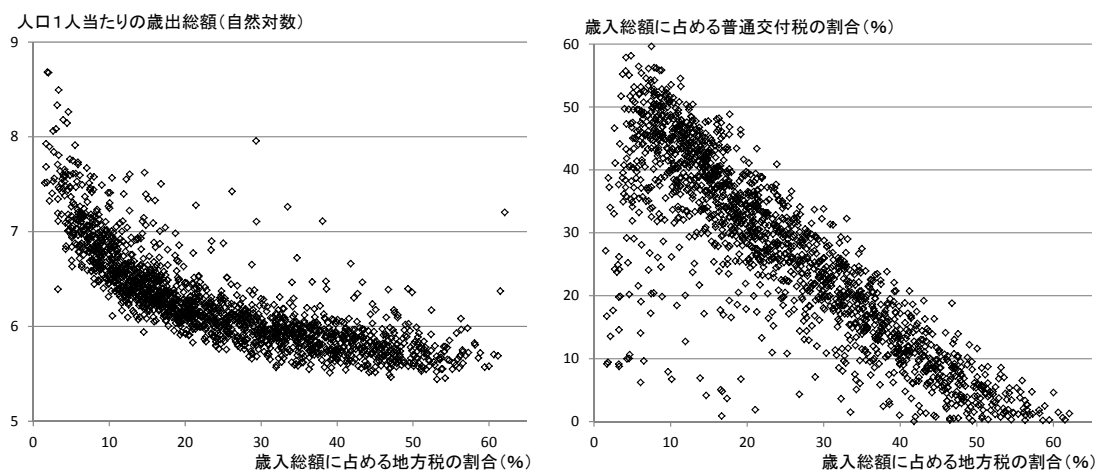
⁴⁰ 各団体について歳出と普通交付税の関係をプロットすると、近似線は正の傾きとなり（決定係数は0.3747）、正の相関があると言える。

ころであるが⁴¹、図表 11②では、地方税が歳入の過半を占める団体は全体の 5.0%にすぎず、不交付団体を含めて計算しても、その割合は 7.6%にとどまっている。逆に、過半の団体は歳入に占める地方税の割合が 22.0%に満たない状況であり（不交付団体を含めても 22.8%に満たない）、地方税が「財政収入の大宗」とは言い難い。また、図表 11①で示した歳出の姿を実額で見ると、人口 344 人（平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口）の三島村（鹿児島県）は人口 1 人当たり 589 万円の歳出規模となっており、経費がかさむ離島を除いても野迫川村（奈良県）が同 357 万円（人口 520 人）となっている。歳出の効率化については別途 4-3. で触れるが、国の財政状況を踏まえれば、受益と負担が見合うように歳出を削減して地方交付税の総額を抑制することが必要なのではないか。ただし、受益と負担の不均衡を過度に解消することは避けるべきであることから、地方交付税を真に必要な団体に重点化することが求められよう。

図表 11 市町村ごとに見た地方税と歳出、普通交付税の関係

① 地方税と歳出の関係

② 地方税と普通交付税の関係



(注 1) 平成 23 年度決算ベース。

(注 2) データは普通交付税の交付があった市町村 (1,667 団体)。

(注 3) 歳出 (人口 1 人当たり) は、三島村 (鹿児島県) の 589 万円から白岡町 (埼玉県、平成 24 年 10 月 1 日の市政施行により現在は白岡市) の 23 万円まで大きな開きがあることから、対数変換 (自然対数) している。

(出所) 総務省「平成 23 年度 市町村別決算状況調」より作成

⁴¹ 松本英昭『新版 逐条地方自治法〈第 7 次改訂版〉』773 ページより。

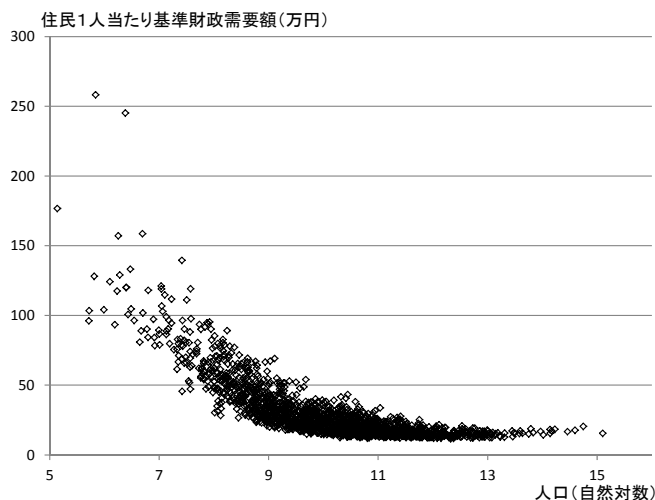
これまでは、十分な国民負担を伴わずに行政サービスの提供等を拡大させ、結果として将来世代に負担をつけ回してきた。今後は国と地方を取り巻く財政上の関係を踏まえ、負担に見合った行政サービスの提供等を行うという視点から地方財政を再構築する必要があるのではなかろうか⁴²。各地方公共団体の「歳入が国からの移転財源に大きく依拠している現状は、歳出削減のインセンティブが働きにくいといった弊害を招いている」との指摘もなされているところであり⁴³、このような観点からも、基準財政需要額の縮小を伴う歳出削減を進めていくべきであろう。

4-3. 小規模団体の効率化

各市町村に交付する地方交付税を縮減するためには基準財政需要額を圧縮する必要があるが、各団体の基準財政需要額を見ると、人口の減少とともに1人当たり基準財政需要額が増加する傾向がある(図表12)。その一つの要因として、スケールメリットが働く経費の影響が考えられる。つまり、過疎地域であっても庁舎の維持管理や議会運営などの経費が必要であり、小規模団体ほど経費がかさむのである。

このような経費を削減するためには、市町村合併によって団体の規模を大きくするという解決策が考えられる。既に「平成の大合併」が行われており⁴⁴、また、離島については地理的に合併が困難ではあるが、現在の市町村数は平成の大合併を進めるに当たっての目標

図表12 基準財政需要額と人口規模の関係



(注1) 平成23年度決算ベース。
 (注2) データは全市町村(東京23区を除く1,719団体)。
 (出所) 総務省「平成23年度市町村別決算状況調」より作成

⁴² このことを逆から見れば、現在のサービス水準を維持するために、個別地方公共団体の税収増を図るべきとの結論も導き出されるが、この点については、税源の偏在を踏まえる必要がある。

⁴³ 東京都税制調査会「平成25年度東京都税制調査会中間報告」12ページより。

⁴⁴ 平成11年以来、積極的な市町村合併が全国的に推進され、市町村数は3,232(平成10年度末現在)から1,719(平成23年度末現在)まで減少した。

(合併後の団体数 1,000)⁴⁵には達しておらず、小規模団体を中心に更なる合併を推進することも必要ではなかろうか。ただし、平成の大合併を検証した最近の研究では、合併した団体の効率化が進んでおらず、非合併団体の方が効率的であるとの指摘がなされている⁴⁶。これは、国が市町村合併を推進するために、合併特例債や地方交付税の合併算定替⁴⁷という「アメ」を用意したために起こった結果であるが⁴⁸、効率化に向けた市町村側の自主的な行動が求められていよう。

4-4. 市町村間のばらつきから見た地方財政見直しの方向性

最後に、別の切り口から歳入・歳出両面に関する見直しの方向性を探ってみたい。図表 13 は、歳入・歳出の主な項目ごとに求めた変動係数⁴⁹の一覧である。変動係数は数値が大きくなるほどばらつき（偏在）も大きくなることを意味しており、歳入面では、法人住民税（市町村民税法人分）のばらつきが大きい一方、個人住民税（市町村民税個人分）のばらつきは小さくなっている。なお、地域間格差の是正機能がある地方交付税は地方税全体よりも大きなばらつきとなっている。歳出面では、維持補修費や普通建設事業費のばらつきが大きい一方、生活保護、児童福祉、老人福祉等を含む民生費や扶助費はばらつきが小さくなっている。

このような現状を踏まえると、地方圏でも一定の収入が期待できる個人住民税について、標準税率を超えて課税すること（超過課税）を検討すべきではないか。大都市である横浜市は緑の保全・創造のために安定した財源を確保する

⁴⁵ 白川勝彦自治大臣（当時）は平成 9 年 1 月 24 日の記者会見において、「適正な市町村数は千程度」と発言している（『日本経済新聞』（平 9.1.27）より）。

⁴⁶ 日本政策投資銀行「合併市町村が直面する財政上の課題—失われる交付税 9 千億円、迫り来る公共施設老朽化—」を参照。

⁴⁷ 市町村合併による効率化によって普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間（最大 10 年間）は合併前の旧市町村が存続したものとみなして、旧市町村ごとに算定される普通交付税額の合算額を下回らないよう普通交付税を算定するもの。

⁴⁸ 合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じているとして、平成 26 年度には、旧市町村の役場を支所とみなし、この経費を地域振興費に加算する措置を導入している。

⁴⁹ 変動係数とは、分布のばらつき（偏在）を表す尺度である標準偏差を平均で除すことにより、平均に対する相対的なばらつき度を表す指標である。平均で割っていることから大きさの異なる統計量の比較が可能となる。なお、変動係数の算出式は以下のとおり。

$$\text{変動係数} = \frac{\sqrt{\frac{\sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2}{n}}}{\bar{x}}$$

\bar{x} : 平均、n : サンプル数

ため、市民税均等割に 900 円上乘せする「横浜みどり税」を実施している⁵⁰。
ところが市町村全体で見ても、こうした超過課税は市町村民税個人均等割で 16 億円（平成 24 年度決算見込み）、所得割で 1 億円（同）にすぎず、このような超過課税の取組を積極的に拡充すべきではないか⁵¹。また、慶應義塾大学の土居丈朗教授が主張するように所得税の公的年金等控除を縮小することによって年金課税を強化すれば⁵²、個人住民税での公的年金等控除の縮小を通じて、高齢化率の高い過疎地域の団体でも地方税の増収効果があろう。

図表 13 市町村の平成 23 年度決算額に関する各種変動係数

項 目	変動係数	割合(%)	項 目	変動係数	割合(%)
基準財政収入額	0.54	—	基準財政需要額	0.72	—
歳入総額	0.77	100.0	歳出総額	0.75	100.0
地方税	0.64	34.4	目的別歳出内訳		
市町村民税個人分	0.34	11.5	議会費	1.05	0.8
市町村民税法人分	1.42	3.0	総務費	1.30	11.9
固定資産税	1.09	15.4	民生費	0.48	33.5
市町村たばこ税	0.45	1.6	衛生費	0.87	8.6
地方譲与税	0.92	0.9	労働費	2.26	0.6
利子割交付金	0.48	0.1	農林水産業費	1.95	2.4
配当割交付金	0.58	0.1	商工費	1.87	4.1
株式等譲渡所得割交付金	1.52	0.0	土木費	1.11	11.7
地方消費税交付金	0.16	2.2	消防費	0.72	3.4
自動車取得税交付金	0.79	0.2	教育費	0.76	10.0
地方特例交付金	0.44	0.4	公債費	0.94	11.9
地方交付税	1.09	17.8	性質別歳出内訳		
分担金及び負担金	1.08	0.9	人件費	0.67	16.5
使用料	1.28	1.7	物件費	1.03	12.4
手数料	2.06	0.6	維持補修費	1.84	1.2
国庫支出金	1.25	14.7	扶助費	0.39	20.2
都道府県支出金	1.97	6.2	補助費等	0.83	8.9
財産収入	4.31	0.6	普通建設事業費	1.49	11.7
諸収入	2.11	5.3	公債費	0.94	11.9
			積立金	2.35	3.1
			繰出金	0.64	9.1

(注 1) 「変動係数」は、東京 23 区及びデータの揃わない中富良野町、占冠村、笠置町、渡名喜村、知夫村を除く 1,714 団体について、住民 1 人当たりの金額で算出。

(注 2) 「割合」は歳入・歳出総額に対するウェイトであるが、各内訳は主なもの抜粋であるため、各内訳の「割合」を合計しても 100%にはならない。

(出所) 総務省「平成 23 年度 市町村別決算状況調」より作成

⁵⁰ 「横浜みどり税」は個人に加え、法人にも課税している。

⁵¹ 市町村民税法人税割の超過課税は 1,810 億円（平成 24 年度決算見込み）であるが、市町村税全体でも超過課税の総額は 2,318 億円（同）である。

⁵² 土居丈朗「まずは年金課税を強化せよ」『週刊東洋経済』を参照。

また、地方間の財政調整についても一つの方策が考えられる。平成 20 年度の税制改正において、「地域の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率を引き下げるとともに、地方法人特別税（国税）及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める」とされたところである⁵³。そして、消費税率が引き上げられる平成 26 年度には、地方法人特別税・譲与税を縮小する一方、法人住民税法人税割の一部国税化（地方交付税の原資に充当）による偏在の是正が行われる⁵⁴。これまでは、地方交付税を含め、国の財源によって地方の財源を確保する一方、国は多額の国債発行を余儀なくされてきたが、偏在の大きな法人関係の地方税を国税化して地方交付税の原資とする今般の措置は、対症療法としては的を射たものなのかもしれない。

ただし、このような措置によって地方が真に自立するものではないことを忘れてはならない。その意味でも、やはり、歳出面での取組を欠くことはできないのではないのか。歳出削減の必要性については既に述べたところであるが、普通建設事業費の変動係数が大きくなっている点は注意を要する。時として公共事業は、地域経済活性化のためにも用いられることがあり、公需を創造する方策にもなっている。しかし、このように公需が地域経済を支えることは、長期的に見れば、地域経済の自立的な発展を阻害することにもつながりかねないので注視していくべきである。

4-5. 自然増収の道

財政健全化に当たっては、経済再生による自然増収も欠くことができない要素であり、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」では、「経済成長の実現を通じて、企業所得や国民所得を向上させ、歳入の増大という形で財政再建にも寄与するものである」としている。

このような経済活性化に伴う自然増収の必要性については、地方公共団体に

⁵³ 逸見幸司『平成 25 年版 図解 地方税』328 ページより。

⁵⁴ 東京都は『『都市と地方の財政力格差是正論』への反論』において、「法人事業税の暫定措置は、受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治を侵害するものである」（5 ページ）とするとともに、「法人住民税を一部国税化することは…地方分権の流れに逆行する」と主張している（22 ページ）。他方、全国知事会地方税財政制度研究会は「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」において、「速やかに地方法人特別税制度を廃止すべきと考えるのが原則ではないかとの意見もあるが、地方法人特別税制度により結果として是正された税源偏在が、その復元により大きく影響を受けることを考慮すれば、地方法人特別税の復元と地方交付税も含めた税財政制度改革を通じた偏在是正方策は同時に行うべきである」（7 ページ）としている。

においても同様であろう。税源となる経済基盤が強化されることによって地方税収が増加すれば、真の意味で自立した地方自治⁵⁵を行うことができるようになる。ただし、普通交付税を受け取る個別の団体から見れば、自然増収の75%が基準財政収入額に算入されることで地方交付税が減少するため、留保財源分(25%)しか実質的な増収効果が得られない。これでは、個別の団体が自然増収を図るインセンティブは小さくなってしまふ。このような弊害を取り除くためには、税源^{かん}涵養に対する一種の「補正係数」を設けて基準財政収入額を調整することにより、増収効果をより実感できるようにすることも検討に値するのではないか。増収に伴って財源が豊富になり、サービス水準が向上すれば、更なる地域経済活性化のインセンティブとなり、最終的には国税の増収にも波及して日本全体としてメリットを享受できる可能性があるであろう。

5. おわりに

田中角栄内閣が「福祉元年」(昭和48年)と銘打って進めた社会保障の拡充は財政需要の拡大を招いた。かつてのような経済の高成長が永続すれば、このような財政需要を賄うための財源を確保できたかもしれないが、バブル経済崩壊後は長期にわたって低成長が続いてきた。地方からは「いわゆるナショナルミニマムを確保するための財源保障は国の責任であり、地方交付税の果たすべき役割である」⁵⁶とする意見が出されるが、「ナショナルミニマム」という考え方が国民負担の規模と関連付けて論じられているとは思えない状況にある。これまで地方財政は一種の聖域的な扱いがなされてきた側面があるが、地方自治の本旨を踏まえるならば、そもそも不交付団体が極端に少なく⁵⁷、地方交付税抜きに「ナショナルミニマム」とされる行政サービスの提供等を行える団体がほとんどないという不自然な状況から脱却するためにも、本稿で取り上げた地方交付税の見直しを進める時期に来ているのではなかろうか。

地方財政の見直しに当たっては、各団体に居住する住民への影響を考慮して段階的に進めていく必要はあるものの、我が国財政の健全化は喫緊の課題であり、本稿で指摘したような各種取組を本気で行い、その上で財源の調整が必要

⁵⁵ 東京都税制調査会の「平成25年度東京都税制調査会中間報告」では、「真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行うことにより初めて実現できるものである」(4ページ)と記述している。

⁵⁶ 全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」18ページ参照。

⁵⁷ 平成23年4月1日現在の不交付団体は、都道府県では東京都のみ、市町村では58団体となっている。

であればしっかりと手当するという姿勢が必要であろう。

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」では、「地方財政を健全化し自立を促進する」とし、「不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを旨とする」ことを掲げている。地方には、「当面の政策課題に地方が対応していくためには、地方交付税の必要な総額を確保し、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を、十分発揮できるようにすることが不可欠である」との意見もあるが⁵⁸、政府に対しては、真の意味で自立した地方公共団体の育成につながる施策を実施してもらいたい。

【参考文献】

- 芦部信喜『憲法 第五版』岩波書店、2013年8月
- 宇賀克也『地方自治法概説〔第4版〕』有斐閣、2011年12月
- 加納悟・浅子和美『入門 経済のための統計学』日本評論社、1999年10月
- 河野一之『新版 予算制度 第二版』学陽書房、2001年6月
- 小西砂千夫『政権交代と地方財政－改革のあり方と制度理解の視座－』ミネルヴァ書房、2012年4月
- 小西砂千夫『地方財政のヒミツ』ぎょうせい、2012年10月
- 全国知事会「地方税制における税源偏在の是正策の方向性について」2013年9月
- 地方交付税制度研究会編『平成25年度 地方交付税のあらまし』地方財務協会、2013年6月
- 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応についての意見」2013年1月
- 土居丈朗「まずは年金課税を強化せよ」『週刊東洋経済』第6502号、東洋経済新報社、2013年12月21日
- 東京市町村自治調査会「市町村財政力分析指標（平成14年度から平成23年度まで）」2013年3月
- 東京都『『都市と地方の財政力格差是正論』への反論』2013年11月
- 東京都税制調査会「平成25年度東京都税制調査会 中間報告」2013年11月
- 内閣府「平成17年度 年次経済財政報告」2005年7月
- 中里幸聖「地方公共団体の財政面の現状－強い地方を作るための足元再確認－」大和総研、2013年2月
- 中村洋一『SNA統計入門』日本経済新聞社、1999年2月

⁵⁸ 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応についての意見」8ページより。

日本政策投資銀行「合併市町村が直面する財政上の課題－失われる交付税 9 千億円、
迫り来る公共施設老朽化－」2013 年 11 月

野中俊彦等『憲法Ⅱ（第 5 版）』有斐閣、2012 年 3 月

逸見幸司『平成 25 年版 図解 地方税』大蔵財務協会、2013 年 6 月

松本英昭『新版 逐条地方自治法〈第 7 次改訂版〉』学陽書房、2013 年 7 月

松本英昭『要説 地方自治法〔第八次改訂版〕－新地方自治制度の全容－』ぎょうせい、
2013 年 3 月

吉田博光「市町村合併による経済効果の再検討」『JCER Review』Vol. 46、日本経済研
究センター、2003 年 3 月

吉田博光「地方交付税の所得再分配効果の問題点」『第 29 回日本経済中期予測中間作
業 経済再生への課題』日本経済研究センター、2002 年 7 月

吉田博光・桜井省吾「我が国財政の根幹を探る～政策を圧迫する社会保障関係費と表
面的規律を保つ地方交付税～」『経済のプリズム』No. 118、2013 年 10 月

(内線 75185)